

# 11月20日(月)は「泉南市子どもの権利の日」

泉南市には、「泉南市子どもの権利に関する条例」があります。条例では、子どもの権利を大切に、子どもに優しいまちをつくることを約束しています。子どもが幸せに暮らせるまちは、大人もお年寄りも幸せに暮らせるまちです。みんなで力をあわせて、よりよい泉南市をつくりましょう。

この条例の第14条には、11月20日を「泉南市子どもの権利の日」とすることも定められています。この機会に、大人は、日ごろ子どもたちの声に向き合っているか、子どもたちの意見を尊重できているか考えてみてください。下記は、泉南市子どもの権利に関する条例の前文に反映されている、泉南市の子どもの声です。また、右記の子どもにとって大切な4つの権利を参考に、家族でも話し合ってみてください。

## まちのおとなへ

私たちの気持ちをきくときに大切にしてほしいことは、話を途中でさえぎらないで最後までちゃんと聞いてください。

きいたあとは、やさしく接してください。

すぐに評価するのは待ってください。

私たちは、他のひとの気持ちや意見をきくことも大切にします。

～「泉南市子どもの権利に関する条例」

小学生が考えた前文より～

## ～子どもにとって大切な4つの権利～

### ●生きる権利

子どもは、食事をして、ぐっすり眠り、大人に見守られ過ごす権利があります。ケガや病気のあるときは治療を受け、困ったときはいつでも相談する権利があります。

### ●育つ権利

子どもは、遊び学びながら育つ権利があります。文化やスポーツに触れ、心豊かに育つことも大切な権利です。自分の夢や目標に向かって挑戦することも育つ権利の1つです。

### ●守られる権利

いじめや差別を受け、心や体を傷つけられることがあってはなりません。命は1つしかない大切なものであり、子どもは守られる権利があります。

### ●参加する権利

子どもは、自分の思いや考えを言ったり、社会に参加したりする権利があります。意見を発表し合い、他の意見について考えることは大切なことです。

### 小学4年生から18歳までの皆さん せんなん子ども会議に参加しませんか

学校を通じて申込むか、下記に連絡してください。

【問合せ】泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX 483-7306 / e-mail: jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）